

関係各位

財政局公共施設・事業調整課担当課長

新型コロナウイルス感染症に係る工事及び業務における 感染者の状況報告等の見直しについて（通知）

本市発注の工事及び業務（設計・測量・調査等業務）（以下、「工事等」という。）における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止については、財公第 756 号「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置の終了後における工事及び業務の対応について（通知）」（令和 4 年 3 月 25 日）により、適切な対応をお願いしているところです。

このたび、令和 4 年 9 月 26 日から新型コロナウイルス患者の発生届の対象者の見直し（全数届出の見直し）が全国一律で適用となりました。

このことを踏まえ、財公第 790 号「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務（設計・測量・調査等）の一時中止措置等に関する基本的な考え方について（通知）」（令和 2 年 3 月 3 日）から継続してお願いしていましたが、工事等における感染者の状況報告については本通知をもって終了とさせていただきます。

なお、工事等の一時中止措置等については新たな様式にて報告をお願いいたします。

各区局統括本部におかれましては引き続き、工事等の感染拡大予防の対応を徹底していただくとともに、感染拡大防止対策に係る費用の設計変更について、適切な対応と、工事監督課等担当部署への周知をお願いいたします。

1 財政局公共施設・事業調整課への報告

(1) 建設現場等の作業者に感染者が発生した場合

様式 1 による報告は終了とします。

(2) 本市発注工事等において一時中止等の措置を行った場合

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「工事の一時中止に係るガイドライン」に基づく一時中止や、延期の措置を行った工事は、別添の新たな様式に入力の上、下記担当メールアドレス宛に送付してください。

なお、設計・測量・調査等業務の委託においても同様としてください。

2 添付資料

- (1) 様式「新型コロナウイルスに関する本市発注工事等の一時中止等措置報告書」
- (2) 技監通知等一式

（担当）財政局公共施設・事業調整課 揚張・古賀
電話 671-4084
電子メール za-skokyo@city.yokohama.jp